



共済のあゆみ

238

平成30年7月

宮城県市町村職員共済組合



表紙写真ご紹介

おおひら万葉まつり

日時：平成30年8月18日(土) 13:30~20:00

会場：万葉クリエートパーク (住所：黒川郡大衡村大衡字大日向地内)

アクセス (自動車) 東北自動車道：大衡ICから約5分 (高速バス) 仙台加美線：トヨタ自動車東日本本社前すぐ

駐車料金 無料

自然の中で1日中遊べるレジャースポット「万葉クリエートパーク」を会場に開催される夏まつり。舞台ではビンゴゲーム大会や豪華景品が当たるお楽しみ抽選会、各種芸能団体の発表などが繰り広げられ、会場内ではスタンプラリーや凧づくり・凧あげ体験などの催しが繰り広げられ、子どもからお年寄りまで楽しんでいただけます。

CONTENTS

平成29年度決算のあらまし	P2
被扶養者資格確認調査	P6
標準報酬月額額の定時決定	P7
ジェネリック医薬品の使用促進について	P8
特定健診のお知らせ	P9
遺族附加年金事業	P10
物資事業からお得なお知らせ	P12

共済貯金をはじめませんか?	P13
遺族年金について	P14
宮城・山形・新潟県保養施設合同企画のお知らせ	P16
島根県保養施設の紹介	P17
平成30年度退職予定者説明会の開催について	P18
組合会議員新役員のお知らせ	P19
共済組合職員募集・人事異動のお知らせ	P19

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

URL <http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

決算のあらまし



◎組合員数・被扶養者数

一般組合員	… 16,804人 (前年度比較 124人)
市町村長組合員	… 31人 (// △ 3人)
特定消防組合員	… 1,822人 (// 13人)
市町村長長期組合員	… 3人 (// 3人)
船員一般組合員	… 10人 (// 0人)
計	… 18,670人 (// 137人)
任意継続組合員	… 298人 (// △ 4人)
被扶養者	… 16,250人 (// △ 327人)

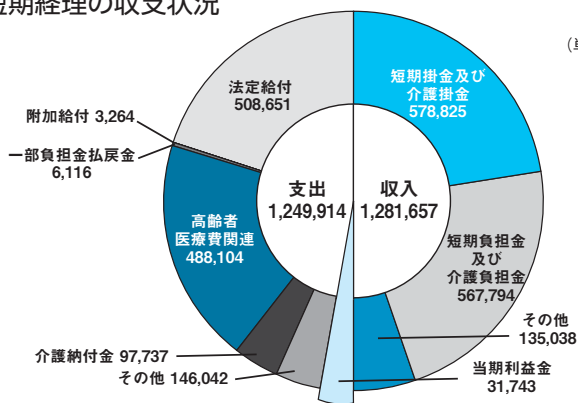
◎経理別収支決算一覧表

(単位：千円)

経理名	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)	収支差引額の処分
短期				
短期分	11,889,512	11,521,079	368,433	積立金へ
介護分	927,063	978,056	△ 50,993	積立金で補てん
厚生年金保険	24,044,040	24,044,040	0	
退職等年金	1,556,985	1,556,985	0	
経過的長期	80,077	80,077	0	
経過的長期 預託金管理	52,982	52,982	0	
業 務	357,641	353,737	3,904	積立金へ
保 健	362,063	390,643	△ 28,580	積立金で補てん
宿 泊	361,548	355,701	5,847	積立金へ
貯 金	583,445	473,215	110,230	欠損金補てん積立金へ
貸 付	71,939	65,680	6,259	積立金へ
物 資	18,969	17,873	1,096	積立金へ

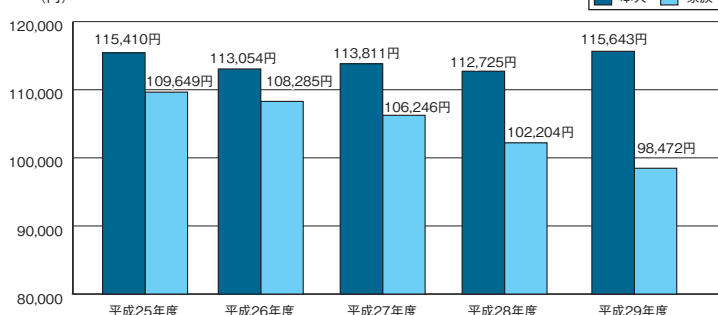
◎短期経理の収支状況

(単位：万円)



◎年度別組合員1人当り医療費の推移

(円)



総括事項

再任用や任期付職員等の採用に伴い、組合員数は増加傾向にあります。しかしながら、中長期的には組合員数、標準報酬月額の見込まれ、今後厳しい事業運営が予想されます。

去る6月1日に開催された第172回組合会において、平成29年度決算が承認されましたので、その概要をお知らせします。

◎組合を構成する市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	17	51

短期経理

この経理では、組合員と被扶養者の皆様の医療費等の支払いと、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、介護納付金などの支払いを行っております。

掛金・負担金の収入については、組合員数の増加や給与改定の実施等に伴い増べ2億2,384万円増の128億1,657万円となりました。

一方、支出については、法定給付(医療費等)が前年度と比べ5,471万円増加し、また、高齢者医療関連の支払いと介護納付金も前年度に比べ、5億5,856万円増加したこと等により、全体の支出は124億9,913万円となりました。

収支決算の結果、短期分で3億6,843万円の当期短期利益金が生じましたので全額を短期積立金へ積立しました。

介護分では5,099万円の当期介護損失金が生じ、介護積立金を全額取り崩して補てんし、不足金199万円を介護

繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととしました。

厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理

市町村職員共済組合の長期給付(年金)事業は、市町村連合会で一元的に処理しているため、各市町村職員共済組合の年金事業経理(厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理)は、掛金(保険料)・負担金の徴収と連合会への納付を行っております。このため、収支につきましては、当期における損益は生じません。

厚生年金保険経理は、公的年金として1・2階部分に相当する部分の費用を徴収しており、平成29年度の保険料・負担金の収納額は240億4,404万円となりました。

退職等年金経理は、被用者年金一元化により廃止された共済年金の職域年金(3階部分)に代わり創設された退職等年金給付(年金払い退職給付)の掛金・負担金を徴収しており、平成29年度の収納額は15億5,698万円となりました。

経過的長期経理は、被用者年金一元化前に発生した公務上障害及び公務上遺族給付等の費用に係る負担金を徴収しており、平成29年度の収納額は8,007万円となりました。

◎保健事業の概要

(単位：千円)

項目	決算額	概要
保健	人間ドック助成	128,621 30歳以上の組合員 4,696人に助成
	脳検診助成	13,516 40歳以上の組合員 1,504人に助成
	乳がん・子宮がん検診助成	16,802 組合員を対象に助成 乳がん検診 2,680人 子宮がん検診 3,513人
	前立腺がん検診助成	514 50歳以上の男性組合員 522人に助成
	医薬品配布	1,841 職場用救急箱補充薬品を配布
	メンタルヘルス電話相談	1,627 メンタルヘルスに関する電話相談 電話相談 166件 面接相談 27件
	メンタルヘルス講座講師派遣等助成	1,049 所属所主催のメンタルヘルス講座の講師費用を助成又は講師を派遣 費用助成 5所属所 26回 講師派遣 9所属所 13回
	インフルエンザ予防接種助成	13,571 65歳未満の組合員と被扶養者 13,575人に助成(うち組合員 7,384人)
	禁煙補助助成	26 らくらく禁煙コンテストの参加組合員 7人に助成
	小計	177,567
保養	宿泊施設利用助成	33,458 パレス松洲利用者 12,542人(うち永年勤続退職利用者 565人)、委託保養所利用者 690人、全国他組合宿泊施設利用者 235人に助成
	特定期間宿泊施設利用助成	681 宿泊施設(2部屋)を特定期間借上げし、69組(180人)に助成
	小計	34,139
表彰	3,638 組合員及び被扶養者とも1年間(平成28年1月から同年12月)医療給付を受けなかった組合員 645人を表彰	
体育	3,437 野球、バレーボール、卓球大会の県大会の開催及び地方予選会費用助成	
広報	広報誌発行	518 「宮城共済のあゆみ」を全組合員に配布
	医療費通知	141 該当組合員に当年度の医療費・薬剤費の支払状況等を通知(年3回)
	後発医薬品差額通知	0 該当組合員等に薬剤費節減に役立つ後発医薬品との差額を通知(年3回)
	小計	659
生活支援	新生活支援図書	5,340 婚姻した組合員 342人に新生活支援図書及びパレス松洲招待券を配布(うちパレス松洲利用 240組)
	育児支援図書	848 第1子目を妊娠又は出産した組合員及び被扶養配偶者 148人に育児図書を配布
小計	6,188	
講座・セミナー	ライフプランセミナー	2,597 退職準備型 7回開催 496人 生涯生活充実型 2回開催 75人
	メンタルヘルス講座	789 4回開催 114人
	心と身体の健康セミナー	167 2回開催 47人
	健康管理者対象研修	128 2回開催 75人
	生活習慣病予防セミナー	186 1回開催 58人
	小計	3,867
特定保健指導	特定健康診査	10,061 40歳以上74歳以下の被扶養者及び任意継続組合員 1,713人(うち被扶養者 1,622人)が受診
	特定保健指導	9,408 動機付け支援 544人 積極的支援 657人
小計	19,469	
レセプト内容審査	741 診療報酬明細書(レセプト)の内容審査を専門審査機関へ委託	
レセプト電算処理	1,222 柔道整復施術療養費支給申請書(柔整等レセプト)を専門審査機関へ委託し、内容審査を行う。	
合計	250,927	

経過的長期預託金管理経理

市町村連合会から年金積立金の一部を預託され、運用を行っている経理です。運用としては、所属所が起債する縁故地方債の引受け及び貸付経理への事業原資の貸付けを行っており、組合員の福利厚生事業の重要な財源として活用しております。

業務経理

この経理では、短期給付や長期給付の事業を行うために必要な人件費や事務費等を賄っております。

収入については、地方公共団体からの負担金(組合員1人当り11,550円)と短期経理より繰入等で、前年度と比べ4,852万円増の3億5,764万円となりました。一方、支出については、前年度と比べ4,929万円増の3億5,374万円

保健経理

この経理では、短期経理(医療給付)の補完的業務として、また組合員とその家族の疾病予防、健康の維持増進を目的とした事業を行っております。

となりました。収支決算の結果、390万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

平成29年度で実施しました事業の概要は別表(3ページ)のとおりですが特定健診・保健指導、人間ドック助成等の検診助成のほか、保養所利用助成、健康優良組合員表彰や各種講座の開催など様々な事業を実施しており、その事業費総額の78・52%が、疾病予防等を目的とする保健関係及び特定健診・保健指導の支出で占められております。

収入については、前年度と比べ316万円増の3億6,206万円となりました。

一方、支出については、人間ドック助成等の厚生費が2億1,558万円となったほか、宿泊経理への繰入等と合わせ、前年度と比べて1,134万円増の3億9,064万円となりました。

収支決算の結果、2,858万円の当期損失金が生じたので、積立金を取り崩して充当しております。

なお、積立金の活用による財源率引き下げ期間は、平成30年度までとなっております。

貯金経理

この経理では、組合員の皆様からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し、市中金利よりも有利な利率で還元しております。

貯金者数は、前年度と比べ111人減の10,314人となったものの、貯金

残高は10億3,990万円増の446億8,837万円となりました。

収入については、金融情勢の低迷による厳しい運用環境が続く、利息及び配当金で前年度より3,139万円減少しましたが、有価証券の売却益等により1,858万円増の5億8,345万円となりました。

一方、支出については、今年度から支払利率を1%へ引き下げたことにより支払利息が減少し、前年度と比べ4,581万円減の4億7,322万円となりました。

収支決算の結果、1億1,023万円

◎組合員貯金の状況

区 分	平成29年度末
貯 金 額	44,688,373,893円
貯 金 者 数	10,314人
貯金者1人当り貯金額	4,332,787円
組 合 員 加 入 率	55.24%
支 払 利 率	1.00%

の当期利益金が生じたので、全額欠損金補てん積立金に積み立てました。

なお、平成29年度の平均運用利回りは、年1・21%(前年度は1・26%)となりました。

貸付経理

この経理では、組合員の皆様が、住宅の建築資金やご結婚、入学・修学など、臨時の支出を必要とするときに、経過的長期預託金管理経理から借り受けした資金により貸付を行っております。

平成29年度の貸付状況は、件数・金額

ともに減少しており、総件数で対前年度と比べ254件減の1,606件、貸付金総額では、対前年度と比べ5億6,745万円減の3億1,130万円となりました。

収入については、貸付金総額の減少により貸付金利息等が減少し、前年度と比べ2,737万円減の7,194万円となりました。

一方、支出については、経過的長期預託金管理経理への支払利息が前年度と比べ2,351万円減の5,026万円となり、連合会払込金等と合わせると、2,383万円減の6,568万円と

◎新規貸付の状況

貸付の種類	件数	金 額	割 合	
普 通 貸 付	11件	13,300千円	7.86%	
住 宅 貸 付	13	58,050	34.32	
在宅介護対応住宅貸付	1	3,000	1.77	
災 害 貸 付	新規貸付			
	家 財 住 宅	—	—	
	再 貸 付	—	—	
特 例 災 害 貸 付	1	8,200	4.85	
特 例 災 害 貸 付	—	—	—	
特 別 貸 付	医 療 貸 付	1	440	0.26
	入 学 貸 付	17	23,320	13.79
	修 学 貸 付	42	56,400	33.35
	結 婚 貸 付	4	4,000	2.37
	葬 祭 貸 付	3	2,420	1.43
高 額 医 療 貸 付	—	—	—	
出 産 貸 付	—	—	—	
合 計	93	169,130	100.00	

平成29年度末貸付残高 3,111,295,923円

◎新規立替の状況

販 売 品 目	件数	金 額	割 合
自 動 車	115件	219,950千円	98.39%
時計・貴金属・カメラ・メガネ	10	2,346	1.05
そ の 他	6	1,242	0.56
合 計	131	223,538	100.00

平成29年度末物資立替残高 726,766,152円

物資経理

この経理では、共済組合が指定する販売店で組合員の皆様が購入された自動車や時計・貴金属等の代金を貯金経理から借り受けした資金により立て替えてお支払いしております。

平成29年度の立替状況は、ご利用いただいた方の98%が自動車購入によるもの

なりました。

収支決算の結果、626万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

◎パレス松洲収入の部門別内訳

部 門	金 額	割 合
宿 泊	213,019千円	78.75%
休 憩	539	0.20
宴 会	38,367	14.18
会 議	7,239	2.68
商 品 売 上	11,347	4.19
合 計	270,511	100

で、立替総件数は、前年度と比べ54件減の665件、立替金総額では、6,342万円減の7億2,677万円となりました。

収入については、販売店からの受託商品手数料及び組合員の皆様にお支払いいただく立替手数料等を合わせ、前年度と比べ130万円減の1,897万円となりました。

一方、支出については、貯金経理への支払利息等を合わせ、前年度と比べ96万円増の1,787万円となりました。

収支決算の結果、110万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

宿泊経理

この経理では、保養所「パレス松洲」の経営を行っております。

収入については、宿泊、休憩、会議、宴会等による施設収入が主なもので、平成29年度は、宿泊利用で年間788名、日帰り利用で年間1,450名の利用者が増加し、施設収入で1,425万円増加しました。ただし、収入合計で前年度は、災害復旧事業に伴う土地の一部売却による収入もありましたので、前年度と比べ1,348万円減の3億6,155万円となりました。

一方、支出については、前年度と比べ491万円増の3億5,570万円となりました。

収支決算の結果、585万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

当館では、組合員とその家族の方のみならず三親等内のご親族の方までご利用いただける宿泊助成券をフロントにご用意しております。

「おもてなし」を追求し、ご利用いただいたお客様に日頃のストレスを解消していただける空間を築いていく所存でございます。





被扶養者の資格確認調査を実施中です。

共済組合では、組合員の被扶養者として認定されている方について、その認定要件を満たしているか確認するため、今年度も次のとおり資格確認調査を実施中です。組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

●調査対象者

平成30年4月1日時点で被扶養者に認定されている18歳以上の方全員を対象とします。

また、父母・祖父母等のうち、片親のみの扶養認定を受けている場合、親夫婦の合算収入が、認定要件の確認対象となるため、認定を受けている親の配偶者についても調査対象とします。

●調査方法

平成30年6月に、調査対象となる方を扶養している組合員に対し、「被扶養者資格確認届書」を共済事務担当課を通じて送付しています。この届書用紙がお手元に届きましたら、所定事項を記入し、必要書類とあわせて、定められた期日までに共済事務担当課あて提出してください。

●被扶養者資格の取消要件

・年金受給者の方

年額180万円以上の年金を受給している方

・パート等で勤務している方

恒常的に月額108,334円以上の収入がある方

・事業所得(農業・営業等)のある方

確定申告の結果、総収入額から必要経費を控除した後の所得金額が、認定限度額の年額130万円以上(60歳以上の年金受給者の方は年金収入額と合わせて年額180万円以上)の所得になっている方

※被扶養者認定上で控除できる必要経費は、税法上の必要経費とは異なりますので、ご注意ください。

・雇用保険の失業給付待機期間中・受給延長期間中の方

日額3,612円以上の失業給付の支給が開始された方

・夫婦合算対象者の方

父母・祖父母などで、どちらか1人が被扶養者として認定されている場合、夫婦2人の所得(扶養認定上の所得)合計額が夫婦合算の認定限度額を超えている方

※夫婦合算の認定限度額につきましては、各所属所共済事務担当課にお問い合わせください。

●その他

○ 以上の取消要件に該当している調査対象者の認定取消日は、その取消要件に該当した日となります。

○ 今回の調査にかかわらず、調査対象者が、既に取消要件に該当されているときは、速やかに被扶養者取消申告書を提出し、組合員被扶養者証を返納してください。

なお、今回の調査により、取消要件に該当することが判明した場合も同様です。

○ 認定取消日以降の医療費及び給付金等は、給付できません。もし、取消日がこの調査から過去に遡った日であった場合、その遡った期間に係る給付金等は、後日返還していただきます。

●調査対象となる被扶養者と必要書類

調査対象者	必要書類
大学又は専門学校 の学生	在学証明書又は身分証明書の写
無職無収入の方 給与所得者(パート、臨時職員等)	平成30年度の所得証明書
事業所得者(農業、商業等)、利子、家賃等の収入のある方	平成29年分確定申告書及び収支内訳書の写
各種年金収入のある方	①平成30年度の所得証明書又は平成29年分確定申告書、収支内訳書 ②最新の年金改定通知書等の写
組合員と別居している方 (学生及び施設入居者は除く)	①仕送り状況申立書 ②仕送りをしていることがわかる書類 ○送金(振込み)による場合 金融機関の振込受領書又はATM利用明細書等の原本 ○現金での手渡しによる場合 仕送り額等報告書

※詳しいことは届書の裏面をご覧ください。なお、上記の必要書類以外にも、調査対象者の扶養状況等により追加書類を提出していただくことがあります。

◎問い合わせ先 保険課システム・資格調定係 TEL 022-263-6415

9月は標準報酬月額の時決定が行われます

標準報酬月額とは

共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る掛金（保険料）・負担金や短期給付の給付額、厚生年金保険給付及び年金払い退職給付（退職等年金給付）の額における算定の基礎となるもので、組合員のみなさまの受ける報酬月額（基本給+諸手当）に基づき決められます。

時決定とは

すでに決定されている共済組合掛金等の計算の基となる標準報酬月額と組合員のみなさまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬月額を決定するものです。

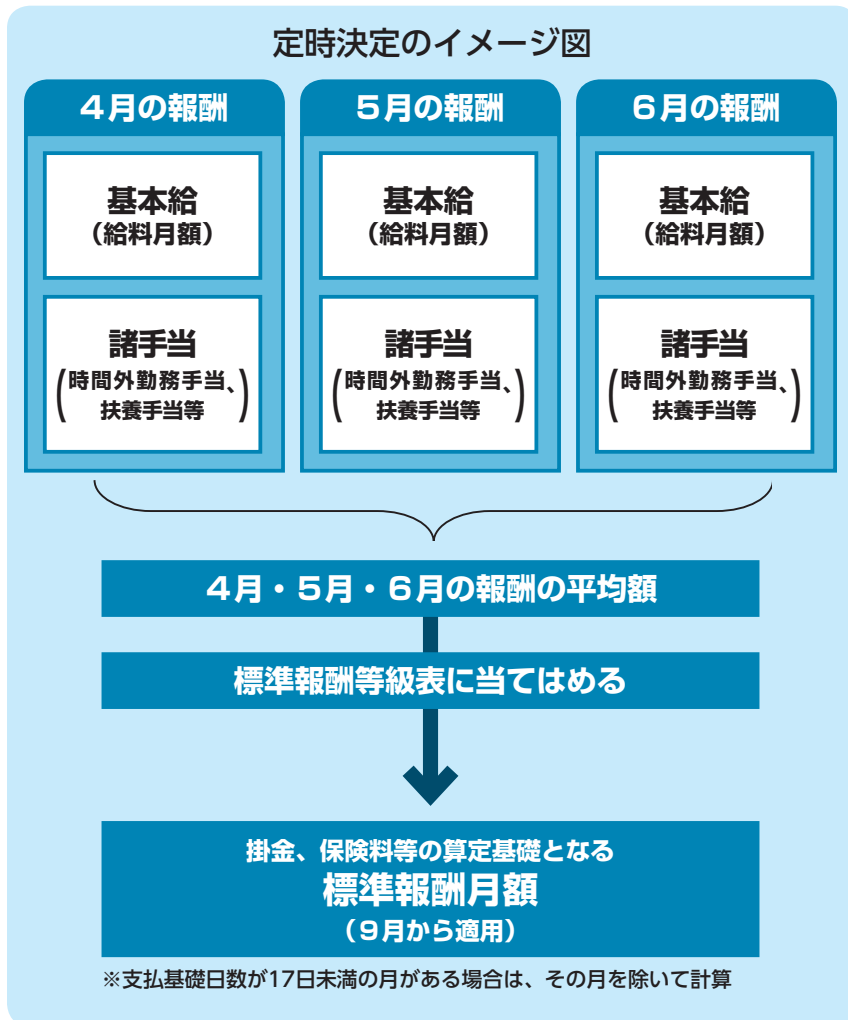
時決定のしくみ

7月1日時点で組合員である方が、時決定の対象となり、4月から6月までに受けた報酬月額（基本給+諸手当）の平均額を、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。（標準報酬等級表は、本組合ホームページの「共済のしおり」、「掛金と負担金」欄をご覧ください。）

決定した標準報酬月額は、9月以降の掛金等の算定の基礎になりますが、以下の方はその年の時決定の対象外です。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた方（その予定のある方を含む。）

時決定のイメージ図



年間平均で算定する場合（保険者算定）

時決定の際に、基礎となる4月から6月までの報酬が他の月に比べて高く、通常の方法で報酬月額の算定を行うと著しく不当であると認められる場合（次の①②のいずれにも該当する場合は、「所属所からの申立書」と「組合員の同意書」を提出することにより、年間平均により標準報酬月額を決定（保険者算定）することができます。

- ① 4月から6月までの報酬の平均額により算出した標準報酬月額と、前年7月から当年6月までの報酬の平均額により算定した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること
 - ② その時期は繁忙期のために例年時間外勤務が増える等その状態が毎年発生するものであると見込まれる
- ※ 「今年は4月から6月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない」というような理由の場合は該当しません。

標準報酬月額の改定

時決定後、9月以降に基本給や扶養手当などの毎月定額で支払われる部分の額（固定的給与）が変更されたことにより随時改定の対象となった場合や、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定があった場合は、その都度、標準報酬月額が改定されます。

ジェネリック医薬品の使用促進について

厚生労働省では、増大する国民医療費を抑制する取り組みの一つとして、ジェネリック医薬品の使用を促進しております。

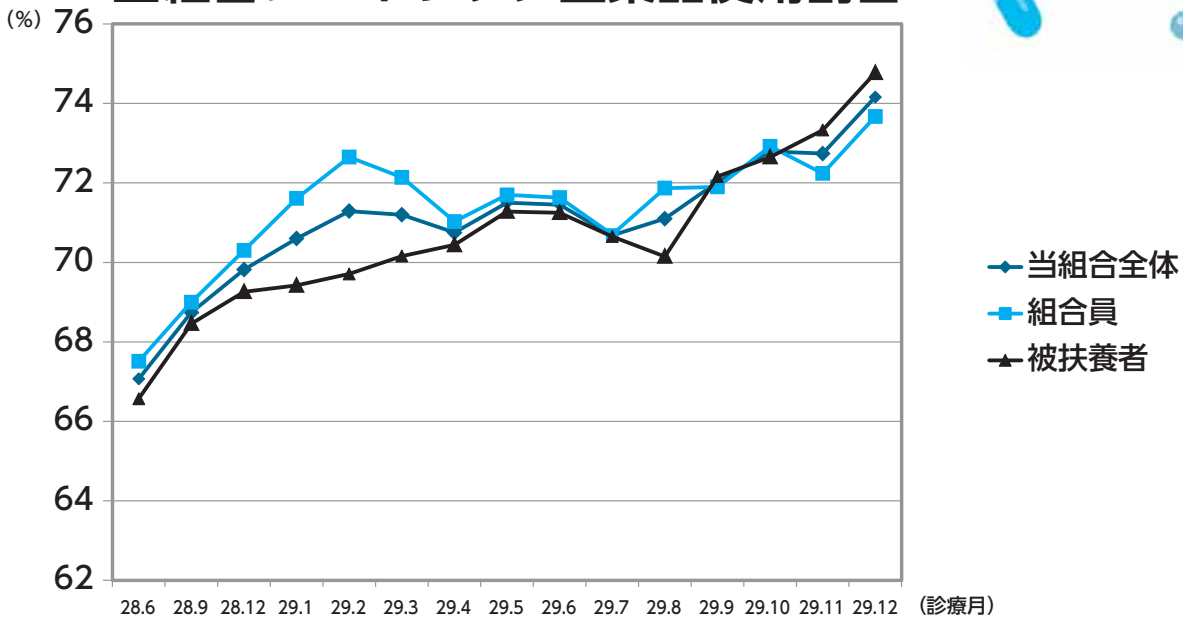
平成29年6月の閣議決定においては、ジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とすることが定められ、平成32年9月まで達成するよう求められています。

当組合でも目標値達成に向け、「ジェネリック医薬品希望シール」や「ジェネリック医薬品のお知らせ」配布などの取り組みを進めております。

なお、75歳以上の高齢者医療への支援金である「後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直し」が行われ、減算（インセンティブ）の指標にジェネリック医薬品の使用促進が導入されました。



当組合ジェネリック医薬品使用割合



当組合全体の使用割合は増加傾向にあり、平成29年12月現在74%を越えていますが、国の目標までもう少しです。

ジェネリック医薬品 希望シールの貼付にご協力を！

ジェネリック医薬品の普及のため、「**ジェネリック医薬品希望シール**」を平成29年4月号広報誌に差し込み、本年度採用の方には組合員証（保険証）発行の際にお送りし、組合員の皆様に配布しております。

ジェネリック医薬品の推奨は、国及び本組合の医療費抑制のほか、皆様の薬局でのお支払いも**お安くなる**ので、家計への負担も軽くしてくれます。

組合員や被扶養者の皆様には、ジェネリック医薬品の使用状況を把握していただき、目標達成に向け引き続きご協力をお願いいたします。

宮城県市町村職員共済組合
組合員証

氏名 共済 太郎

□ □ □ □ □
△ △ △ △ △
○ ○ ○ ○ ○

ジェネリック
医薬品希望

宮城県市町村職員共済組合

組合員証（保険証）の余白へ貼付ください

◎問い合わせ先 保険課 給付係 TEL 022-263-6411

身体に関心！つかもう安心！

自分は健康だから大丈夫！と思っていませんか？毎日毎日の積み重ねで身体には、何らかの変調が現れてきます。特にそれが病気の芽だとしたら大変です。

特定健康診査を受けて健康状態と生活習慣を知ることが大切です。

また、健診で生活習慣病のリスクが見つかったときは、特定保健指導で生活習慣の改善をすることによって健康を守れます！年1回の健診で、「大きな安心」を手に入れましょう！

特定健康診査

40歳以上の組合員・被扶養者が対象です。

▽必ず受けてください▽

生活習慣病の発症や重症化を予防します。

被扶養者の方

- ・特定健康診査受診券
- ・保険証

を持って市町村の特定健診会場を受診されるか、※契約健診機関をご予約うえ受診してください。

今年度より

**自己負担が
無料になりました**

※契約健診機関は本組合ホームページをご覧ください。

組合員

職場健診を受けると特定健診を受診したことになります。

ただし、

※特定健診の必須項目を網羅しないと受診したことにはなりません。

ご協力をお願いいたします。

※特定健診の必須項目は本組合ホームページをご覧ください。

人間ドック利用券を配布された組合員

自己負担10,000円で人間ドックを受けることができます。

人間ドックを受けると、特定健診を受診したことになります。

特定保健指導

健診結果から、対象となった方には特定保健指導利用券を発券します。

※健診結果から、再検査が必要と思われる方には病院への受診勧奨通知をお送りしています。

その他検診助成

がん検診助成

早期発見・早期治療が大切です！

【助成金額】

乳がん検診	2,300円
子宮がん検診	3,100円
前立腺がん検診※	1,000円
(※50歳以上)	

各がん検診を受けた組合員は共済事務担当課へお名前の入った領収証を持参し、手続きをしてください。



脳検診助成

脳の健康状態もチェック！

脳検診助成券を受け取った方は脳検診助成を受けられます。

脳検診は40歳以上の組合員が契約健診機関で受けられます。利用料金によって7,000円か9,000円を助成します。



ご注意ください

- 人間ドックは各所属所の30歳以上の方3人に1人を助成対象として利用券を配布しています。対象となった方については、必ず人間ドックを受けていただきますようお願いいたします。
- 脳検診は各所属所の40歳以上の方5人に1人を助成対象として利用券を配布しています。対象となった方については、必ず脳検診を受けていただきますようお願いいたします。
- 人間ドック・脳検診・がん検診は組合員(任意継続組合員を除く)が対象です。

◎問い合わせ先 福祉課 保健係 TEL 022-263-6413

平成30年度 遺族附加年金事業スタート!

加入率が
50%を
こえました!

組合員の皆様に支えられ実施してまいりました本組合の遺族附加年金事業もおかげさまで平成7年度の事業開始から24年目の年を迎えることができました。

この事業は、団体保険制度ならではの手頃な保険料で、公的遺族年金の補完事業として年金給付型の保険金支払いが受けられる事業です。今年度は、「遺族附加年金事業」の加入者が昨年度より187名増加の9,445名となり、加入率が50.5%となりました。多くの組合員、そしてご家族の方々に本事業の趣旨や必要性をご理解いただいた賜物と、深く感謝申し上げる次第です。

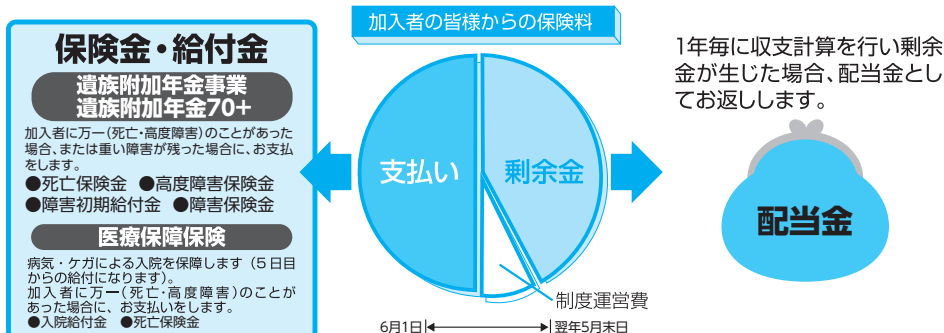
共済組合では、今後も遺族附加年金事業の安定した運営に努め、皆様のご期待に応えられる事業、福祉の向上に役立てられる事業を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、事業期間中（平成30年6月1日～平成31年5月31日）に保険金受取人や加入者氏名等の変更が生じた方は、各所属所の共済事務担当課へ申し出てください。

また、加入内容の変更（コース変更、中途脱退等）については、次回更新時（毎年1月中旬～3月上旬）での取り扱いになりますので、あらかじめご了承ください。

事業のしくみ

助け合いの制度です 加入者が出し合った保険料が給付の財源として使われます。



遺族附加年金事業の配当率は約25.9%、遺族附加年金70+は約51.4%、医療保障保険は約25.9%

●平成29年度の配当金について

遺族附加年金事業では、毎年、事業期間（1年間）ごとの収支決算を行い、その結果生じる剰余金を、配当金としてご加入されている組合員の皆様に還元しております。

平成29年度の配当率は、次のとおりです。

① 予想配当率

- 「遺族附加年金事業」 約25.9%（昨年度 16.1%）
- 「遺族附加年金70+」 約51.4%（昨年度 38.0%）
- 「医療保障保険」 約25.9%（昨年度 25.5%）

※ 平成30年5月31日までの保険金支払状況に基づいて算出しております。その後の支払状況により変動する可能性があります。

※ 事業期間満了前に途中脱退した方への配当金還元はありません。

② 振込の時期

配当金は、8月中旬に加入されている方の給付金等受取口座へお振込みいたします。

平成29年度遺族附加年金事業保険金（死亡・高度障害保険金）支払状況

○支払件数 **11件** ○支払金額 **225,500,000円**

組合員の皆様が毎月お支払いいただく貴重な保険料は、この死亡・高度障害保険金等の支払いに充当しております。平成29年度も、ご遺族の皆様に生活費他の資金として上記の金額をお支払いさせていただきました。加入の皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

所得補償保険

病気やケガによって働けなくなったとき、月々の所得を補償します！

- 病気やケガによって、継続して4日を超えて仕事に就けないとき最初の4日間(支払対象外期間)を超える就業不能の期間に対し、1年を限度として保険金をお支払いします。(給料が支給されている場合でも支払われます。)
- 有職の配偶者だけでなく、専業主婦の方も加入できます。専業主婦タイプは、病気またはケガによって継続して4日を超えて入院の場合に最初の4日間を支払対象外期間とし、5日目以降の入院日数に対して保険金をお支払いします。(専業主婦の方は専業主婦タイプにご加入いただけます。)
- 保険金をお受け取りになっても、初年度加入(通算期間設定)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いするまで契約を継続できます。
- 団体契約による割引が受けられ、個人加入より**20%も割安**で加入できます。
- ご加入の際も医師の診査は要りません。健康告知をお願いします。告知の内容・過去の病歴等によってはご加入をお断りする場合があります。
- 1年間無事故の場合、保険料の20%を無事故戻し金としてお返しします。(中途脱退の場合、戻し金はありません。)
- 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(平成30年4月1日現在)



○**保険期間** 平成30年6月1日午後4時から1年間(中途加入もできます。)

○**加入対象者**(被保険者)

- ・宮城県市町村職員共済組合の組合員本人および配偶者(専業主婦も含まれます。)
- ・申込締切日現在、正常に勤務し、病気により医師の治療や医師の指示による服薬をしていない方でかつ過去2年間に病気を指摘されたり、病気により1週間以上仕事を休んだことのない方。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変更となることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(お問い合わせは下記取扱代理店まで)

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済 (引受保険会社名: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目10番25号

☎ **022-223-0740** fax **022-215-0785**

受付時間: 平日午前9時から午後5時まで

(土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

承認番号 S JNK 18-03354 作成日 2018年6月18日

こころの相談ネットワーク **メンタルヘルス相談**

◎こころの健康、大事にしていますか? ひとりで悩まず、まず相談を

 **0120-16-9164**

・携帯電話からも無料でかけられます ・組合員とご家族でご利用いただけます

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。

受付時間 平日**9:00~21:00** 土曜日**10:00~18:00** (日・祝日、1/1~3は休み)



共済組合ホームページ上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

今すぐ相談したいときに

相談内容をお話してください。
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がお答えします。

電話相談は、無料です。

直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じて、精神科医等の専門職との面接相談をご案内します。

面接相談は、1回当たり1,000円です。

直接は相談しづらいときに

直接相談しづらい、うまく話せないときにはweb相談をご利用ください。

相談料は無料です。

いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

自動車購入予定の皆様へ

平成30年
4月1日より

自動車物資の立替手数料率を 引き下げました！



年利 2.4%

平成30年3月31日まで



年利 2.0%

平成30年4月1日から



平成30年4月1日から自動車物資に係る立替手数料率を年利2.4%から年利2.0%に引き下げました。自動車物資は県内主要ディーラーをはじめ、49社347営業所をご利用可能です。ますますお得になった共済組合の自動車物資を、ぜひご利用ください。

自動車物資償還額 (例)

◇ 1回あたりの償還金額例 (金額は、年利2.0%の手数料を含んでいます。)

ご利用金額例	償還区分	月賦償還のみ	3倍型ボーナス併用償還	5倍型ボーナス併用償還
200万円 (償還回数60回)	定例償還額	35,055円	23,403円	19,157円
	ボーナス償還額	—	70,209円	95,785円
300万円 (償還回数84回)	定例償還額	38,302円	25,570円	20,932円
	ボーナス償還額	—	76,710円	104,660円

「生活必需品等」の購入には共済組合の「一般物資」がお得です

一般物資指定店は平成30年4月1日より新たに2社「(株)早坂サイクル商会」「松島メモリーランド」を加え21社90営業所をご利用可能です。時計・カメラ・自動車部品(タイヤ、カーナビ等)・バイク・自転車・墓石等の生活必需品等の購入は、共済組合の「一般物資」をご利用ください！

日常生活に必要な物資の購入を予定されている皆様はもちろん、買い替えをお考えの方はご自分の都合に合わせた償還方法で、毎月3,000円以上の償還金を、均等払(24月以内)、及びボーナス併用払で償還が可能です。

通常、クレジットカードなどを利用する場合は、分割手数料がかかりますが、共済組合の一般物資指定店で購入した商品には、分割にかかる負担金利手数料が一切かかりませんので大変お得です。

立替金20万円の場合



少ない額でゆっくり

毎月払い 3,000円×24月
ボーナス払い 32,000円×4回

少ない回数ですばやく

毎月払い 15,000円×12月
ボーナス払い 10,000円×2回

金利
手数料
無料

24月以内に
ご自分で設定した金額で
毎月償還してください

ご利用方法、ご利用可能な店舗や支払方法など、詳しくは、前月号「共済のあゆみ(4月号)」の別冊「物資指定店のご案内」または共済組合ホームページをご覧ください。

年利
1.0%

共済貯金

をはじめませんか？

4月に新規採用された組合員の皆さま、まだ貯金事業に加入されていない組合員の皆さま、「共済貯金」をご存知ですか？

毎月の給料やボーナスから天引きして積み立てるので、無理なく確実に貯金ができます。

しかも **年利1.0%** と一般の預金金利よりも断然お得!!

結婚資金に…、マイカー購入に…、住宅資金に…

様々なライフイベントに備えた資産づくりに、ぜひ共済貯金をご活用ください！

魅力的な高金利 年利 1.0%

少額からでも積み立てOK!! 共済貯金を始めてみませんか？

- 加入時期** 組合員の方になります。
- 加入方法** 貯蓄加入申込書兼取引口座届出書と所属の共済事務課長を通じて提出してください。
- 積立方法** 2023年度は毎月10日に行われます。
 ◎お振替口座: 毎月給料から天引きして積み入れ
 ◎お振替口座: 12月31日までに10万円以上、4月1日までに10万円以上を積み立てた場合は、お振替口座に追加して積み入れ
 ◎お振替口座: 毎月給料から天引きして積み入れ
 ◎お振替口座: 毎月給料から天引きして積み入れ
 ◎お振替口座: 毎月給料から天引きして積み入れ
- 払戻方法** 毎月1日、20日及び月末の3回の払戻日です。
 ◎お振替口座: 毎月給料から天引きして積み入れ
 ◎お振替口座: 毎月給料から天引きして積み入れ
 ◎お振替口座: 毎月給料から天引きして積み入れ
- お振替口座** 貯蓄加入申込書兼取引口座届出書と所属の共済事務課長を通じて提出してください。
- お振替口座** 毎月給料から天引きして積み入れ
- お振替口座** 毎月給料から天引きして積み入れ

共済組合では、国庫の公営住宅の安全性を確保するために、国庫から借入しています。
 〒980-0924 宮城県宮崎市村岡町共済組合 総務課 総務係
 TEL 022-263-6414 <http://www.kyosai.or.jp/>

共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ

(詳しくはこちらのチラシをご覧ください)

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
平成30年 8月	8/2(木)	8/10(金)	8/10(金)	8/20(月)	8/23(木)	8/31(金)
9月	9/3(月)	9/11(火)	9/11(火)	9/20(木)	9/19(水)	9/28(金)
10月	10/1(月)	10/10(水)	10/11(木)	10/19(金)	10/23(火)	10/31(水)

※「貯金払戻請求書」の受け付けは、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限りです。

所属所で締切日を設定している場合もありますのでご注意ください。

◎問い合わせ先 総務課 経理係 TEL 022-263-6414



共済事務主管課長会議・共済事務担当者説明会開催

平成30年度の共済事務主管課長会議を5月8日に、共済事務担当者説明会を5月29日に保養所「パレス松洲」において開催しました。

主管課長会議においては、共済組合の当面する諸課題等と平成30年度の事業計画及び予算の概要、そして今年の3月に策定した第2期データヘルス計画についての説明等を行い、その後、宮城労働局労働基準部健康安全課主任労働衛生専門官の佐々木賢一氏より「職場の健康管理」と題してご講演いただきました。講演は、労働安全衛生法に基づく職場の健康管理及び職場健康管理の好事例について説明いただき、終了後に質問や個別に相談されるなど、それぞれの職場の健康管理、健康づくりに役立つ内容であったかと思えます。

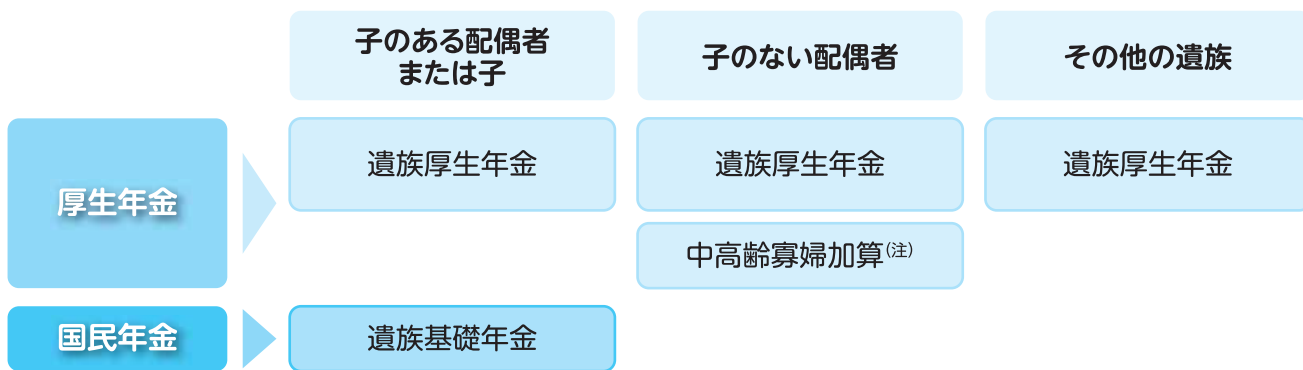
また、担当者説明会においては、共済組合のあらまし、資格調定、短期給付、長期給付、福祉、宿泊の各事業における事務手続き等について説明を行いました。終了後には、それぞれの事業ごとの相談コーナーにおいて、担当者からの相談をお受けしました。

公務ご多用の中、ご出席いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。共済制度も多岐にわたっており、制度改正等により取り巻く情勢は厳しい状況にありますが、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

遺族になったときの年金



被保険者（組合員）が在職中または退職後に死亡したときには、その遺族に対して「遺族厚生年金」が、子のある配偶者または子が遺族となる場合は「遺族基礎年金」があわせて支給されます。



(注) 中高齢寡婦加算とは、中高齢の子のない妻に対する加算をいいます。

① 40歳以上65歳未満の妻に対する加算（中高齢寡婦加算）

遺族厚生年金の受給権者である妻であって、その権利を取得した当時40歳以上65歳未満であるときは、遺族厚生年金に一定額の加算があります。
なお、子のある妻については、妻の年齢が40歳以上であれば、子が18歳（障害状態にある子は20歳）の誕生日の属する年度の年度末に達して遺族基礎年金が支給されなくなった月から、一定額の加算があります。

② 65歳以上の妻に対する加算（経過的寡婦加算）

左記①を受けている妻が65歳に達すると、中高齢寡婦加算は打ち切れ、老齢基礎年金が支給されます。
昭和31年4月1日以前に生まれた妻については、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が高齢寡婦加算の額より低額となる場合があります。そこで、65歳以上になっても、その者の受ける年金の額が低下しないよう、生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

遺族の範囲と年金支給の順位

遺族とは、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者のことをいいます。

遺族厚生年金と遺族基礎年金の遺族の範囲及び年金支給の順位は次のとおりです。

遺族厚生年金

① 配偶者*及び子

(子については、18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子)

② 父母*

③ 孫

(18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の孫、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の孫)

④ 祖父母*

*夫・父母・祖父母は55歳以上の者が遺族となります。

遺族基礎年金

① 子のある配偶者

(18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子を持つ配偶者)

② 子

(18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害の状態にある未婚の子)

(注1) 子については、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった者の死亡の当時、胎児であった子も含まれます。
(注2) 子に対する遺族厚生（基礎）年金は、配偶者が遺族厚生（基礎）年金を受給している間は支給が停止されます。

支給要件

遺族厚生年金と遺族基礎年金の支給要件は次のとおりです。

遺族厚生年金

次のいずれかに該当したときに、その者によって生計を維持していた遺族に支給されます。

- ① 被保険者（組合員）が在職中に死亡したとき
- ② 退職後に被保険者（組合員）であった間に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害等級1級または2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金等の受給権者または被保険者（組合員）期間等が25年以上ある者が死亡したとき

(注) 遺族厚生年金の①②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者（組合員）期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上必要です。

遺族基礎年金

次のいずれかに該当する者が死亡したときにその者によって生計を維持していた遺族に支給されません。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の者
- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者

(注) ①、②の者の場合は、一定の保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

きになる ワンポイント



公務による病気やケガでなくなった場合は？

組合員または組合員であった者が公務傷病等により死亡した場合は、その遺族に退職等年金給付として「公務遺族年金」が支給されます。

公務遺族年金を受けられる遺族の範囲は、遺族厚生年金と同様となります。

公務遺族年金

遺族厚生年金

遺族基礎年金

お隣り県から、「おいしい」秋の知らせが届きました。



宮城・山形・新潟県 保養施設合同企画

開催期間 2018.9.1-10.31

秋の味覚 だより*

保養掲載施設マップ

湯野浜温泉 うしお荘
(山形・鶴岡市)
TEL.0235-75-2715

瀬波温泉 瀬波はまなす荘
(新潟・村上市)
TEL.0254-52-5291

フルーツ王国 山形へ!

日本三景 松島へ!

山形

宮城

新潟

お米の産地 新潟へ!

赤湯温泉 むつみ荘
(山形・南陽市)
TEL.0238-43-3035

パレス松洲
(宮城・松島町)
TEL.022-354-2106

アクアレー長岡
(新潟・長岡市)
TEL.0258-47-5656

宮城・山形・新潟県の保養施設が、秋の食材や自慢のお土産品を持ち寄りしました。お隣り県から届いた「秋の味覚」にちよこつと旅した気分！地元の保養施設に泊まって、3県の保養施設の魅力にふれてください。



3つのうれしい企画

お隣り県から届いた!

- ★ **今年は、宮城・山形・新潟の牛肉料理が味わえます**
料理長がお勧めする自慢の牛肉を使った料理や、秋の食材を使った郷土料理とのコンビネーションがお楽しみいただけます。期間限定の特別なおもてなし料理が皆さまをお待ちしております。
- ★ **お土産品も「期間限定」の品ぞろえ**
参加する施設が選んだ「ご当地でしか買えない、企画ならではの土産品」がそろいます。
- ★ **素敵な賞品が当たります**
アンケートに答えて、毎月各施設ご宿泊者の中から抽選で、5名様に素敵な賞品が当たります。(当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。)



ご予約・お問い合わせは各施設まで

国宝 松江城

出雲・松江の
観光スポットへ
楽々アクセス!!

宍道湖の夕日

島根県産の食材を使用した特別「旬会席」

ホテル白鳥は、南側に宍道湖、北側には一畑電車とバスターミナルがあり、景観とアクセスに恵まれた場所にあります。

FDA
仙台=出雲線
就航記念

ホテル白鳥
宿泊プラン

縁結び

プラン

お一人様
12,000円 (税別)

1泊2食/2名様利用/スタンダードツイン
・宍道湖の望めるお部屋を優先的にご用意いたします。
※このプランには航空券は含まれておりません。

島根県がグッと身近になりました!!

ご縁と神話の国、しまね。旅のお宿にホテル白鳥をご利用ください。

「国宝」松江城

「鏡の池で縁占い」八重垣神社

「願い石・叶い石」玉作湯神社

「船で城下町を巡る」堀川遊覧船

2019年5月開催
「日本三大船神事」ホーランエンヤ

「出雲唯一の宮」熊野大社

「水の都 松江のシンボル」宍道湖の夕日

「神いまず空 神集いし社」出雲大社

「日本一の庭園」足立美術館

毎年秋開催
「城下町を彩る」松江水燈路

ご予約・お問い合わせは
島根県市町村職員共済組合宿泊所

HOTEL HAKUCHO
ホテル白鳥

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20

TEL.0852-21-6195
FAX.0852-23-5299 info@hotel-hakucho.jp

出雲縁結び空港より連絡バスで
松江しんじ湖温泉駅下車すぐ
(所要時間 約40分)

市町村職員共済組合の宿泊利用助成券が
ご利用いただけます。

<https://www.hotel-hakucho.jp>

ホテル白鳥 検索

平成30年度退職予定者説明会開催日程

宮城県市町村職員退職手当組合との共催により「平成30年度退職予定者説明会」を、下表のとおり開催する予定です。

なお、説明会の詳細につきましては、9月頃に各所属所あてにお知らせします。

対象者

- 平成30年度末退職予定者
- 平成31年度中早期退職予定者

説明会内容

- 退職手当について
- 年金制度について
- 退職後の医療保険制度について
- 講演終了後、個別相談もお受けします

開催日時	開催場所	参加対象市町村等（予定）
平成30年11月1日(木)	栗原市役所 2階講堂	栗原市
平成30年11月2日(金)	気仙沼市地域交流センター 2階大ホール	気仙沼市、南三陸町、 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
平成30年11月5日(月)	岩沼市役所 第一会議室	名取市、岩沼市、亶理町、山元町、 亶理名取共立衛生処理組合、 亶理地区行政事務組合
平成30年11月6日(火)	登米市消防防災センター 大会議室	登米市
平成30年11月7日(水)	パレス松洲	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 宮城東部衛生処理組合、塩釜地区消防事務組合、 宮城県市町村職員退職手当組合、 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合
平成30年11月8日(木)	パレス松洲	富谷市、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町、黒川地域行政事務組合、 宮城県市町村自治振興センター、 加美郡保健医療福祉行政事務組合
平成30年11月9日(金)	パレス松洲	石巻市、東松島市、女川町、 石巻地区広域行政事務組合、 石巻地方広域水道企業団
平成30年11月12日(月)	大河原合同庁舎 大会議室	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、丸森町、 白石市外二町組合、仙南地域広域行政事務組合、 みやぎ県南中核病院企業団
平成30年11月13日(火)	大崎市役所 東庁舎大会議室	大崎市、大崎地域広域行政事務組合

※全日程とも、午後1時～午後4時開催予定です。

※都合により日程等が変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

組合会理事の補欠選挙結果報告

市町村長である組合会議員で理事の鈴木勝雄氏（第2選挙区選出・利府町長）が3月1日に町長の職を退任したことに伴い、空席となっていた理事の補欠選挙が6月1日に行われ、加美町長の猪股洋文氏が当選し、同日付で理事に就任されました。

また、鈴木勝雄氏が務めておりました理事長職務代理者には、佐藤英雄理事（村田町長）が指名されました。

任期は、前任者の残任期間で、平成30年11月30日までとなります。



理事
猪股 洋文
(加美町長)



理事(理事長職務代理者)
佐藤 英雄
(村田町長)

共済組合職員募集のご案内

宮城県市町村職員共済組合職員採用試験を下記の内容で予定しております。

この試験は、本組合事務に従事する職員の採用試験です。(全国市町村職員共済組合連合会（東京都）等の派遣及び当組合保養所「パレス松洲」の勤務を含む。)

採用予定職種：一般事務

採用予定人数：1名

採用予定日：平成31年4月1日

受験資格：平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（4年制）を卒業又は平成31年3月31日までに卒業見込の者

試験日：第一次試験 平成30年9月中旬頃
第二次試験 平成30年11月上旬頃

試験会場：第一次試験 東北大学川内北キャンパス講義棟C棟（仙台市青葉区川内41）
第二次試験 宮城県自治会館（仙台市青葉区上杉一丁目2番3号）

受付期間：平成30年7月2日（月）～8月6日（月）（8月6日までに受験申込書当組合必着）

※受験手続き等、詳しい内容については、共済組合ホームページをご覧ください。共済組合総務課までお問い合わせ下さい。

◎問い合わせ先 総務課庶務係 TEL 022-723-2525

人事異動のお知らせ

平成30年7月1日

氏名	異動後	異動前
天野 隆宏	年金課長補佐	福祉課長補佐兼保健係長
佐藤 雅裕	年金課主幹兼年金係長	年金課主幹
千葉 智幸	福祉課保健係長	保険課給付係長
相澤 史朗	保険課給付係長	年金課年金係長

こどものころの家族の思い出。
おとなになっても、忘れない。



ちょっと足をのばして、みなさまでパレス松洲へどうぞ。

夏休み期間でも（一泊二食ご宿泊料金・小学生以下）



わんぱく膳コース
1,800円～



キッズプレートコース
800円～

※料金は、利用助成券控除後の平日組合員（お子様）宿泊料金です。

宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>



宮城 共済のあゆみ

●発行所 宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422仙台市青葉区上杉一丁目2-3（自治会館内）
●編集発行人 二階堂 雅裕・電話022（723）2525